

議案第 39 号

伊賀市国民健康保険税条例及び伊賀市国民健康保険条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険税条例及び伊賀市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険税条例及び伊賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(伊賀市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市国民健康保険税条例(平成 16 年伊賀市条例第 110 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者

支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「100分の6.7」を「100分の7.03」に改める。

第5条中「23,000円」を「23,900円」に改める。

第6条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第8条の3」を「第8条の2」に改める。

第7条中「総所得金額」を「総所得金額等」に、「100分の1.08」を「100分の1.78」に改める。

第8条中「3,500円」を「6,100円」に改める。

第8条の2第1号中「4,500円」を「5,700円」に改め、同条第2号中「2,250円」を「2,850円」に改め、同条第3号中「3,375円」を「4,275円」に改める。

第9条中「100分の1.5」を「100分の1.7」に改める。

第11条中「6,000円」を「7,700円」に改める。

第26条第1項第1号ア中「16,100円」を「16,730円」に改め、同号ウ中「2,450円」を「4,270円」に改め、同号エ(ア)中「3,150円」を「3,990円」に改め、同号エ(イ)中「1,575円」を「1,995円」に改め、同号エ(ウ)中「2,363円」を「2,993円」に改め、同号オ中「4,200円」を「5,390円」に改め、同項第2号ア中「11,500円」を「11,950円」に改め、同号ウ中「1,750円」を「3,050円」に改め、同号エ(ア)中「2,250円」を「2,850円」に改め、同号エ(イ)中「1,125円」を「1,425円」に改め、同号エ(ウ)中「1,688円」を「2,138円」に改め、同号オ中「3,000円」を「3,850円」に改め、同

項第3号ア中「4,600円」を「4,780円」に改め、同号ウ中「700円」を「1,220円」に改め、同号エ（ア）中「900円」を「1,140円」に改め、同号エ（イ）中「450円」を「570円」に改め、同号エ（ウ）中「675円」を「855円」に改め、同号オ中「1,200円」を「1,540円」に改める。

第27条の2第2項中「書類を」を「書類の提示を求められた場合においては、これを」に改める。

（伊賀市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 伊賀市国民健康保険条例（平成16年伊賀市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める。

第2条の見出しを「（伊賀市国民健康保険運営協議会）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する協議会の名称は、伊賀市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第4条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。